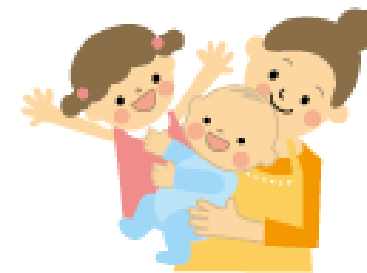


【利用者負担金表】


所得区分	母子		きょうだい	
	ショートステイ	デイケア	ショートステイ	デイケア
生活保護世帯	1日 0円	1日 0円	1日 0円	1日 0円
非課税世帯※	1日 1,500円	1日 1,000円	1日 900円	1日 600円
課税世帯	1日 4,500円	1日 3,000円	1日 1,700円	1日 1,000円

※ H30年10月より均等割のみ課税世帯(所得割課税額が0円の世帯)も含む。

産後ケア事業
~きょうだい利用のご案内~



産後ケア事業の
ご利用に関すること、ご相談は、
お住まいの地域の
「子ども家庭支援センター」へ!



窓口	所在地	電話	FAX
せたがや子ども家庭支援センター	世田 4-22-23 世田谷総合支所内	5432-2915	5432-3034
きたざわ子ども家庭支援センター	北沢 2-8-18 北沢総合支所内	6804-7525	6804-7994
たまがわ子ども家庭支援センター	玉川 1-20-21 仮設庁舎 二子玉川庁舎内	3702-1189	3702-1520
きぬた子ども家庭支援センター	成城 6-2-1 砧総合支所内	3482-5271	5490-1139
からすやま子ども家庭支援センター	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	3326-6155	3308-3036

世田谷区
子ども・若者部子ども家庭課
電話(5432)2255

きょうだい利用について



産後ケアセンターは、産後初期(産後4か月未満)のお母さんが体調管理をしながら赤ちゃんとの生活ペースづくりをする子育ての自立支援施設です。

赤ちゃんのきょうだいの同伴がどうしても必要な場合は、以下の範囲でご利用ください。

【対象となるきょうだい】

- 小学校就学前の乳児の兄弟
- 1家族1名まで
- ★疾病(感染症を含む)・障害等でご利用いただけない場合があります。

【利用期間】

- お母さんと赤ちゃんの利用期間と同期間
- 1回の利用で最長3泊4日まで
- ★入所時間は、お母さん、赤ちゃんと一緒に午前10時です。
- ★きょうだいの保育やサービスはございません。居室でお母さん、赤ちゃんと一緒に過ごしてください。施設の外に出ることや居室以外の場所で過ごすこともできません。

※きょうだいの「室内履き用の靴」を必ずお持ちください。

- ★お母さんの安静保持と安全管理から、外出は原則できません。
 - ★ショートステイ利用に限り、お母さん以外の送迎者が確保できれば、日中きょうだいの保育園や幼稚園の併用ができます。
- 但し、初日の入所時間は午前10時です。

(利用予約申し込み時にお申し出ください)

【食 事】 定められた食事時間内に食堂でおとりください。

- ★医師の診断を受けており、食物アレルギーで食品の除去が必要な場合は、**卵・牛乳・そば・小麦・落花生**の5品目についての単品除去のみご相談に応じます。 利用日の土日祝祭日を除く5日前までにお住まいの地域の「子ども家庭支援センター」にご相談ください。事業者が対応可能と判断した場合に対応いたします。
- *完全除去はできません。
- *「お食事に関するお知らせ」をご参照ください。

【その他】

- ★自転車での来所はご遠慮ください。
- ★その他、産後ケアセンターが定める利用のルールや指示をお守りください。
- ★お子さんの安全、他の利用者の方への配慮などよろしく願いいたします。(お母さんの責任のもと、けがの無いようご注意ください)
- ★キャンセルは必ず利用前日午前10時までにご連絡くださいますようお願いいたします。当日キャンセルは、体調不良等をやむをえない場合のみです。利用希望者が多くいらっしゃいます。ご協力をお願いいたします。

連絡先:お住まいの地域の子ども家庭支援センター

※ 土日祝祭日中の当日キャンセルは、直接、産後ケアセンターへご連絡ください。電話(5426)2900